

京都市福祉避難所運営ガイドライン
【別冊】新型コロナウイルス感染症対策編
(第4版)

令和2年11月
(令和6年7月改定)
京都市保健福祉局

○ この別冊は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染拡大防止を図りながら、福祉避難所の開設・運営を行うための対策を取りまとめたものです。

○ 福祉避難所の開設や運営に関する基本事項は、「京都市福祉避難所運営ガイドライン」（平成29年3月策定）を御参照ください。同ガイドラインにおいても、基本的な感染症対策について記載しています。

（京都市情報館 京都市福祉避難所運営ガイドラインを掲載しているページ）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000204653.html>

京都市情報館トップページ ⇒ 暮らしの情報 ⇒ 防災 ⇒ 避難場所等 ⇒ 福祉避難所 ⇒ 福祉避難所について

○ また、厚生労働省において、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染対策マニュアル等が作成されています。福祉避難所の運営においても、当該マニュアル等に基づく平時の取組のノウハウを導入いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【各施設類型における感染対策の手引き等】

・「介護現場における感染対策の手引き」、「介護職員のための感染対策マニュアル」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html）

・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html）

○ なお、この別冊は、策定時点の状況を基に取りまとめたものであり、新型コロナウイルス感染症の動向や、関係法令等の改正を踏まえ、適宜見直しを行います。

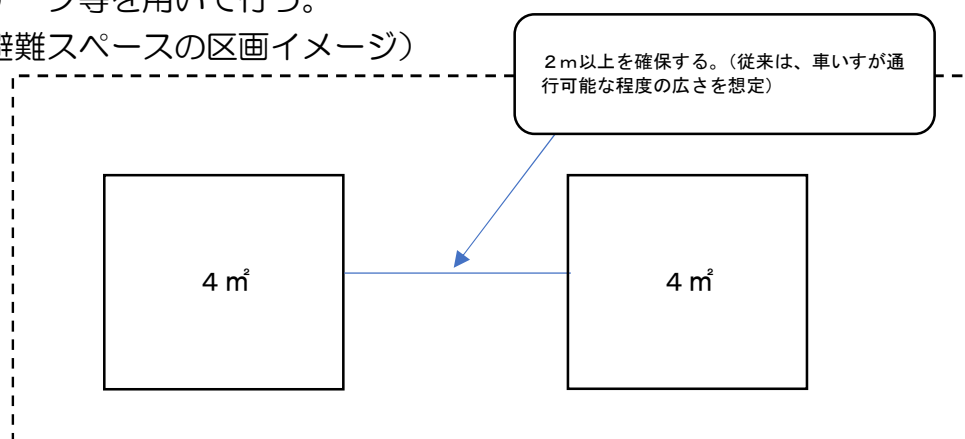
1 平時の事前準備

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るためには、福祉避難所内においても、「3つの密」（密集、密接、密閉）を避ける必要がある。
- このため、平時のうちに、「福祉避難所としての避難スペースの確認」を行う。
- 感染拡大防止を徹底するため、「衛生用品の備蓄」を行う。

（1）避難スペース等の想定

- ・ 感染症のリスクを軽減するため、避難スペースとして想定している場所が、換気を十分に行うことができる状態か確認する（施設の換気システムや換気扇を常時稼働させる、定期的に窓を開ける 等）。
- ・ 窓やドアによる換気を十分に行うため、周辺に物資が置かれている場合は撤去する。
- ・ 避難スペースの間の通路については2 m以上確保する。区画づくりは、適宜養生テープ等を用いて行う。

（避難スペースの区画イメージ）



※ 本市では、福祉避難所における避難者一人当たりの避難スペースは4 m²を基本としています。また、介助者1人が付く場合は、6 m²としています。

- ・ 避難者が、新型コロナウイルス感染症の発症者である場合、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として、10日間が経過するまでの方（本別冊において以下「新型コロナ発症者」という。）である場合は、別部屋を設けることとする。
- ・ 体調不良者が出た場合の隔離スペースについては、別部屋を設けることとする（新型コロナ発症者とは異なる別の部屋を設ける。）
- ・ また、新型コロナ発症者及び体調不良者が避難する別部屋と、一般の避難スペースとは、可能な限り動線を分け、かつ、トイレも別にすることが望ましい（動線は、交差しないよう、一方通行とすることが最も望ましい。）。

⇒以上を踏まえ、各施設において、現在想定している避難スペースが適切なものか確認し、必要に応じて見直しを行います。

（２）衛生用品の確保

- ・ 感染症拡大防止の観点から、各施設において、必要となる衛生用品の補充・確保に取り組む。

【参考：京都市からの衛生用品の配布について】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和２年度に、京都市から、全ての福祉避難所事前指定施設に対して、感染拡大防止の観点から、衛生用品の配布を行いました。

（配布する衛生用品）

①マスク、②手指アルコール消毒液、③次亜塩素酸ナトリウム液（施設の消毒用）、④液体せっけん、⑤ペーパータオル、⑥使い捨て手袋、⑦防護服（ビニールガウン）、⑧フェイスシールド、⑨非接触型体温計

※１ 配布する数量は、各施設の受入人数（想定）に応じて、１週間分

※２ 上記の他、京都市保管分として、段ボールベッドを調達

2 開設・受入準備

- 避難者を受け入れる際に体調を把握（健康調査）するため、福祉避難所入口の外に、受付を設置する。
- 受付には、健康調査に必要な衛生用品等を配置する。
 - 避難者名簿 □ 「健康調査票（別紙1）」 □ 非接触型体温計
 - 手指アルコール消毒液 □ マスク（避難者が着け忘れている場合に支給）
- 受付の注意事項や受付手順等を貼り出し、明示する。
- 受付職員（施設職員）は、必ず、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールドを着用する。
- あらかじめ想定していた区画で、避難スペースの設営を行う。避難者に対して感染症拡大防止の意識付けを行うため、避難スペースには、新型コロナウイルス感染症対策に関するチラシ等を掲示する（避難者全員が目につくよう、区画ごとに貼り出すことを想定し、準備しておく。）。

【参考：チラシイメージ（出典：首相官邸ホームページ）】



- また、避難者には、受入後、避難者自身で日々の体調管理を求めることとなる。
このため、あらかじめ、「体調チェック表（別紙2）」を整備しておく。

3 避難者（介助者を含む。）の受入

- 避難者の「受付」や「避難スペースへの案内」について、手順等を整理する（施設職員間で共有する。）。

（1）受付手順

- ア 避難者（介助者が付く場合は介助者も含む。以下同じ。）のマスク着用を確認し、着け忘れていた場合は、マスクを支給し、着用するよう伝える。
- イ 避難者から、「【福祉避難所】移送先連絡票」（「京都市福祉避難所運営ガイドライン」様式7）を受領する。
- ウ 避難者に手指のアルコール消毒を行ってもらう。
- エ
 - ・ 「健康調査票」（別紙1）に基づき、健康調査を行う。
 - ※ 「健康調査票」の項目1～10のうち、1項目でも該当があれば、体調不良者と判断する。発熱の有無は、「37.5℃以上」か否かを目安とするが、避難者自身の申告も参考とすること。
 - ※ 体温計測は非接触型体温計を用いることとする。ただし、非接触型体温計による検温で、普段の平熱よりも高い場合は、腋下で再度検温し、発熱の有無を確認する（普段の平熱に関わらず、37.5℃以上は発熱と判断する。）。
 - ・ また、次の項目についても確認する。
 - ☐ 新型コロナ発症者か否か
 - ☐ かかりつけ医の有無、連絡先
- オ エで確認した内容は記録し、必要最小限の範囲で、職員間で共有する（個人情報に当たるため、取扱いは十分に注意する。）。
- カ 「体調チェック表」（別紙2）を避難者に配布し、日々の体調管理を行うよう伝える。
- キ 避難者名簿を作成する。

濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、濃厚接触者は特定せず、法律に基づく外出自粛は求められなくなったことから、これまで実施していた、避難所等の受付時における濃厚接触者か否かの聞き取りや避難所等での分離（別部屋への案内等）については実施しないこととする。ただし、避難者から自発的に御家族等が新型コロナ発症者であるなど、感染の可能性がある旨の申告があった場合は、同人の施設の共用エリアの利用を控え、やむなく利用する場合は、不織布マスクの着用、会話の自粛、別室での対応等、他の避難者への感染防止に配慮する等の施設内の感染拡大防止のため、必要な感染対策を講じること。

(2) 避難スペースへの案内

- 避難スペースへの案内について、施設職員が介助を行う場合は、感染症防止対策を徹底した上で実施する（マスク・使い捨て手袋等の衛生用品の着用、会話は必要最小限に留める 等）。
- 健康調査の結果、新型コロナ発症者を把握した場合は、別部屋に案内する。
- 介助者が別部屋案内の対象となった場合は、当該介助者については、原則として受け入れないこととする。この場合、避難者の避難中の介助は、施設職員が行うこととする。

4 運営

- 福祉避難所内における感染症対策等のルールについて、あらかじめ定め、職員間で共有しておく。
- ルールは、避難所内にチラシ等で掲出するなど、避難者に対して「見える化」を行う。

(1) 運営全般

- ・ 咳エチケット（※）を徹底する
 - ※ 咳やくしゃみをするとき、他人に感染させないために、マスクの着用、ティッシュ等で鼻や口を覆う、とっさの時は服の袖や上着の内側で覆うこと。
- ・ 会話は距離を取り、必要最小限に留める。
- ・ 手洗い（※）後の手拭きは、ペーパータオルの使用を徹底する（タオルの共用や衣服で拭くことは行わない。）。
 - ※ 手洗いのタイミングとしては、手が汚れたとき、福祉避難所の外から戻ったとき、多くの人が触れたと思われる場所（施設の共用部分等）を触ったとき、咳・くしゃみ・鼻をかんだとき、食事の前、マスクを触ったとき、トイレの後などが代表的なものである。
- ・ 手指のアルコール消毒は、効果を発揮するため、手を乾かしてからの使用を徹底する。
- ・ 避難者と外部との面会については、厚生労働省事務連絡に基づき、避難所の状況、地域の感染症発生状況等を勘案し、実施を判断する。

(2) 衛生管理

- ・ 避難所内は、施設の換気システムや換気扇を常時稼働させるほか、定期的に窓を開ける等により、十分な換気を確保するよう努める。
- ・ ドアノブ等、人がよく触れる可能性がある場所（※）は、定期的に、施設職員による消毒（次亜塩素酸水を使用）を行う。金属類は錆びる可能性があるため、消毒を行った10分後、水拭きを行う。
 - ※ 例えばドアノブに関しては、施設の管理運営上、支障がない場合は、ドアを常時開放しておくことで人が触れる機会を減少させることができる。その他の共用部分についても、こうした工夫を行うことで消毒の機会を減らすことに繋がる。
- ・ スリッパ等の物品については、できるだけ共有しない。共有する場合は、使用前後に消毒を行う。
- ・ 衣類等の洗濯や食器等の洗浄を行う際は、手袋及びマスクを着用する。
- ・ 鼻をかんだティッシュ、使用済みのマスクは、表面に触れないようビニール袋に入れ、密閉し廃棄する。
- ・ 避難スペース（別部屋を含む。）の出入り口付近には、手指アルコール消毒液を配置する。
- ・ 新型コロナ発症者及び体調不良者への食事の配布は、手渡しではなく、所定の置き場所・返却場所を決めて配布する。避難者の身体状況等により、手渡しを行う必要がある場合は、手渡しを行う職員は、マスク、使い捨て手袋を着用し、会話は必要最小限に留めるなど、感染防止対策を徹底する。

(3) 避難者の体調管理

- 避難者には、受付時に配布した「体調チェック表」(別紙2)に基づき、毎日体調管理を行ってもらうので、施設職員は、定期的に避難者に対して体調チェックの実施について声掛けを行う。体温計測は朝夕2回行うこととなるので、入念に周知しておく(※)。

※ 自宅から指定避難所に避難する際の持ち物として体温計を示しているため、基本的には、避難者自身が持ち込んだ体温計により計測する。ただし、体温計を持参していない場合や、避難者自身で計測が出来ない場合は、施設職員が非接触型体温計を用いて計測する。

- 体調に異変を感じた場合は、施設職員にすぐに申し出るよう、避難者に対して十分に周知する(※)。

※ 体調不良者については、速やかに別部屋に移す。また、体調不良者が次の要件に該当する場合は、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるので、あらかじめ聞き取った当該避難者のかかりつけ医に、速やかに連絡する。

- ◇ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ◇ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く。
- ◇ 高齢者・基礎疾患がある者、妊婦等については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- ◇ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者

※ 別部屋に移した体調不良者は、症状が軽快し、かつ、発症日から10日間経過した場合、一般の避難スペースに移動してもらうことを検討する(これは体調不良者が新型コロナウイルスに感染していた場合を想定している。発症日の特定、解熱薬の使用の有無、呼吸器症状の軽快状況はかかりつけ医と相談すること)。

※ 新型コロナ発症者や体調不良者の症状が悪化した場合は、かかりつけ医に相談いただくことが望ましいが、かかりつけ医がいない場合やすぐに連絡できない場合も想定されるので、複数の医療機関への連絡体制等を確認しておく。

(4) ごみ管理

- ・ 適宜（避難者の受付時等）、避難者ごとにごみ袋を支給する。
- ・ 一般の避難スペースの避難者は、ごみ袋として使用するよう周知する。また、ごみ袋を交換する際は、ごみ袋の口を必ず縛り、施設職員が指定するごみ集積所等に廃棄するよう周知する。
- ・ 別部屋の避難者は、ごみ袋を交換する際は、袋を二重にして袋の口を必ず縛り、施設職員が指定した場所に置くよう周知する。施設職員が回収する際は、使い捨て手袋を使用する。

(5) トイレ清掃

- ・ トイレ全体（便器のみではなく、ドアノブ、レバーなどを含む。）を汚染の少ない場所から順に清掃する。
- ・ 便器等の材質によっては、使用できない消毒液もあるため、あらかじめ確認しておく。
- ・ 清掃作業においては、マスクや使い捨て手袋を着用する。
- ・ 作業後は、手洗い・うがい・手指消毒を徹底する。

5 福祉避難所の運営終了後

- 避難スペース（別部屋含む。）全体及び共用部分について、施設職員において、消毒を行う。
（具体的な実施方法）
 - ・ 手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭
 - ・ 次亜塩素酸水で清拭後、湿式清掃し、乾燥 等
- 新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合、その方が利用していた場所は、専門業者への委託によるアルコール消毒を行う。

京都市福祉避難所運営ガイドライン

【別冊】新型コロナウイルス感染症対策編

令和2年11月 第1版作成

令和4年11月 第2版作成

令和5年9月 第3版作成

令和6年7月 第4版作成

京都市保健福祉局保健福祉総務課